

異状死死因究明支援事業実施要綱

医政発 0331 第 18 号

平成 22 年 3 月 31 日

最終改正 医政発 0401 第 8 号

令和 7 年 4 月 1 日

1. 目的

都道府県知事等が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、都道府県における死因究明の取組に対して財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを推進することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県その他厚生労働大臣が認める者とする。また、事業目的の達成に必要なときは事業を委託することができる。

3. 補助基準

- (1) 都道府県知事等が必要と判断する解剖等（司法解剖（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定に基づく解剖をいう。）、調査法解剖（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）の規定に基づく解剖をいう。）、病理解剖及び系統解剖を除く。）に係る死因究明の取組であること。
- (2) 医療関係団体、大学医学部法医学教室又は病理学教室、警察等との協力体制が整っていること。

4. 事業内容

- (1) 死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する。
また、原則として実施施設における全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施するものとする。
- (2) 死亡時画像診断の有用性等の検証を行うため、死亡時画像読影技術等向上研修事業の実施主体に対し、実施した小児死亡事例の画像情報、画像診断レポート、臨床データ等を提供するなどの協力を行うものとする。
- (3) 死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第三十条に基づき、地方公共団体が設置する死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）を開催する際の旅費、謝金、会議費等の支援を行うものとする。
- (4) 地域における死因究明等に係る課題の解決等のため、地域の状況に応じて、地方

協議会の下で開催する研修に必要な経費の支援を行うものとする。

5. その他

- (1) 都道府県は、地方協議会における死因究明等に関する施策の検討や推進、検証、評価のため、本事業の実施状況等（過年度の実施結果を含む。）を当該協議会に報告すること。
- (2) 本事業の検証を行うため、事業実績報告の内容を踏まえ、必要に応じて実施主体を対象にヒアリングを行う。